

令和 8 年 2 月 2 日

組 合 員 各 位

静岡県医師国民健康保険組合

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置について（お知らせ）

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、当組合に加入する未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に対する国からの財政支援が令和4年度より実施されており、今年度も引き続き下記のとおり実施します。

記

○ 軽減措置の内容

令和7年11月30日時点において、未就学児が被保険者となっている組合員に対し、未就学児1人当たり12,000円を限度として返還します。

なお、返還に関する具体的な手続き方法については、該当組合員へお知らせしております。

○ 注意事項

1. 年度途中に当組合に加入した場合であっても、基準日（11月30日）時点で当組合に加入している場合は返還の対象となり、返還額については加入月数にかかわらず一律12,000円です。但し、11月中に資格取得（加入）した被保険者が12月中に資格喪失（脱退）した場合の返還額は、1カ月分の正組合員家族10,000円、准組合員家族8,000円になります。
2. 11月30日前に当組合を脱退している場合、12月1日以降に当組合に加入した場合、いずれも返還の対象なりません。
3. 11月30日以前に被保険者の資格を取得した未就学児の届書が11月30日以降に提出された場合についても返還の対象となります。なお、異動の届出は14日以内に行うよう法令により義務づけられています。

静岡県医師国民健康保険組合 保険料担当

Tel : 054-246-2831